

表-14 汚水処理施設に係る大規模修繕等の範囲

区分	構成施設	日常修繕	定期修繕(部分修繕)	大規模修繕
土木	・水槽躯体 ・水槽防水 ・水槽防食 ・基礎 ・構内舗装 ・柵等の外構設備	・日常点検時の 簡易な補修 等	・構内調装の修繕 ・柵等の部分的な損傷の 補修 等	・水槽躯体の一側面、連 続する一面全体、また は全面に対して行う 修繕 ・水槽防水・防食の更新 ・基礎の修繕 等
建築	・建屋躯体 ・内外装 ・照明設備 ・換気設備 ・給排水設備 ・防音・防振設備 ・安全設備 ・衛生設備	・電灯等の消耗 品の更新 ・日常点検時の 簡易な補修 等	・耐用年数が10年未満 の機器の更新 ・日常点検時の 照明機器、換気設備 の更新 ・部分的な損傷部品の更 新 等	・建屋躯体の一側面、連 続する一面全体、または全 面に対して行う修繕 ・水槽防水・防食の更新 ・基礎の修繕 等
機械 設備	・ポンプ ・スクリーン ・破砕装置 ・ばつ氣・搅拌装置 ・複分離装置 ・配管及び弁類 ・薬注設備 ・機器昇降設備 ・計測機器	・日常点検時の 簡易な補修 等	・ファンベル等の消耗 部品の更新 ・ポンプ等の分解補修 ・部分的な損傷部品の更 新 ・複分離装置の膜の更新 ・耐用年数が10年未満 の機器の更新 等	・設備機器、配管の全 面的な更新 等
電気 設備	・受変電設備 ・低圧動力・電灯配 電設備 ・動力設備 ・電灯分電設備 ・非常用設備 ・配線・配線路設備 ・接地工事	・日常点検時の 簡易な補修 等	・消耗品等の更新 ・耐用年数が10年未満 の機器の更新 等	・設備機器、配管の全 面的な更新 等

(イ) 汚水処理方式に関する事項

汚水処理方式の選定に当たっては、排水処理区域の特性、経済性等を総合的に検討するものとする。
汚水処理方式は、建築基準法に規定する国土交通大臣の認定を取得したものの、または国土交通大臣が定めた構造方法（昭和55年建設省告示第129号）を用いるものとする。

(ウ) 汚泥の処分に関する事項

市は、当面、排水処理区域において発生する汚泥の全量を、「加須市、騎西町衛生施設組合し尿処理場」（住所：加須市大字馬内1790番地、管理者：加須市長）へ搬入することを予定している。
汚泥は、し尿処理場の搬入条件の範囲で濃縮を行うものとする。汚泥の濃縮に当たっては、求められる放流水質の基準を確保することを前提とする。
し尿処理場への汚泥の搬入条件は表-15のとおりである。

表-15 し尿処理場への汚泥の搬入条件

汚泥の含水率	97%以上
日当たり最大受入量	75m ³
汚泥処理料	20円／キロリットル

(エ) 耐震構造の確保に関する事項

汚水処理施設の構造設計は、「農業用排水施設設計指針」及び「農業集中排水施設汚水処理施設構造設計参考書」によるものとし、地震時の検討を行ふものとする。

(オ) 停電時の対応に関する事項

SPCは、停電時の対策として、非常用エンジンポンプの設置のほか、汚水処理施設の処理方式、設備に応じた適切な停電対策のための設備を備えるものとする。

(カ) 施設用地の整備に関する事項

用地の整備に当たっては、施設の建設及び構造上問題のない程度に締固め、均平化を行ふものとし、地盤の裏上げ及び切り下げは要しないものとする。

(キ) 機械・電気設備の仕様に関する事項

- a 配置、スペース等
機械・電気設備を構成する機器及び配管は、運転・保守点検・修繕が安全かつ容易に行えるよう、各機器及び各配管の配置、作業スペース等を適切に設計し、建設するものとする。
- b 構成する機器等の規格
機械・電気設備について、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用するものとする。
- c 計装設備の構成
処理及び運転状況を監視・把握するため、各種計測については、処理方式、設備・機器及び排水処理区域の実状に応じて、流量計等適切な設備を整備するものとする。
なお、本排水処理区域は総量規制地域内にあり、日平均排出量は400m³/日を越えるため、COD自動計測機器等の設置が必要となる。
- d 脱臭装置の設置
維持管理業者の作業環境及び施設周辺の環境を良好に保つため、前処理設備に脱臭装置を設置するものとする。
- e 異常時の市への通報
SPCは、汚水処理施設または管路施設の設備・機器に異常があった場合、市の指定する通信用機器等へ、異常の発生及び状況を自動で通報するシステムを整備するものとする。
- (フ) 処理水槽の仕様に関する事項
- a 処理水槽の構造
処理水槽は地下式構造または半地下式構造とする。
- b 処理水槽の配置
処理水槽の配置は、通常通り考えられるが、以下の留意項目に基づき、施設用地、流入方向、放流方法、供用率推移等も含めて総合的に検討するものとする。
 ① 各水槽の形状・寸法・有効容量が所定の内容を満足し、かつ過大な容量となつていないと。

- ② 汚水及び汚泥の移送動線がスムーズであること。
 ③ 汚水、汚泥、脱離液及びスカムの移送並びに空気供給に係わる配管ができるだけ短い距離であること。
 ④ 運転、保守点検及び修繕を安全かつ容易に行えるよう、各水槽、機器、管等が配置され、かつ十分な作業場所が確保されていること。
- c 処理水槽の防食
処理水槽は、汚水処理施設で生成される硫化水素等に起因するコンクリート軸体の腐食防止を目的に、処理システム及び軸体部立に応じた経済的で良好な耐久性を有する防食被覆層を得られる防食工を行つものとする。
防食工については、農業集落排水施設設計指針に則して、設計し、施工するものとする。
- (ケ) 建屋の仕様
- a 建屋の規模・構造
建屋の範囲は、前処理室、機器が設置されている各室及び管理室として、生物処理槽部には、建屋を要しない。生物処理槽部には覆蓋を行うものとする。
建屋の構造は、設備の更新に当たって建家の全てまたは一部の取り壊しを行わず、同一建物内において更新に伴う設備の搬入、搬出及び設置が可能なるものとする。
- b 騒音・振動対策
本施設は、騒音・振動等の発生が想定されることから、十分な環境保全対策を実施し、外部環境への影響を最小限に留めるように、設計し、施工するものとする。
- c 尾邊環境との調和
建屋及び場内整備施設は、尾邊環境との調和を図るものとする。
- d 安全衛生対策
関係法令に準拠して安全・衛生施設を完備するとともに、作業環境を良好な状態に保つよう換気、騒音・振動防止、污水・汚泥貯留槽への転落防止、作業・清掃後の手洗い場所、トイし、必要な照度及び適切なスペースを確保するものとする。

e 管理室 建屋に管理室を設ける。管理室の面積は40m²程度とする。管理室には、机、椅子、電話等維持管理業務を遂行できる設備を配置するとともに、市の保有する関係書類を保管するための鍵付きキャビネット（2台分程度）を設置するスペースを確保するものとする。

(コ) 基礎の仕様 水槽及び建屋の基礎は、良質な地盤に支持されることを原則とし、水槽及び建屋の規模、形状、構造、剛性等を考慮した上で安全に支持できるものとする。
基礎の設計に当たっては、地質報告書に示す汚水処理施設用地の機械が一リング・各種試験結果を的確に評価し、必要があれば、事前に地質調査等を行うものとする。

したがって、工事中における地質に起因する施設整備業務に係る増加費用が生じた場合には、SPC が、増加費用を負担する。
ただし、地質報告書からは推定し得ない全く新たな種類の地質が出現した場合、または地質報告書に記載された機械ボーリング・各種試験結果と現地の実際の地質との間に著しい齟齬があり合理的な地層想定断面図の作成が困難な場合は、市は、SPC と協議の上、工事中ににおける地質に起因する施設整備業務に係る増加費用を負担する。

(サ) 場内整備施設の仕様
a 進入路の配置 場内における維持管理者の作業動線を考慮して、ハキューム車等の作業用車両及び一般車両の進入路を配置するものとする。

b 維持管理用通路及び作業場
維持管理作業者が、ハキューム車等の作業用車両を行い作業を行うために、十分な幅員の通路と十分な広さの作業場所を確保するものとする。
c 駐車スペース 維持管理車両及び一般車両の駐車スペースを3台分以上確保するものとする。

d 場内舗装 場内の進入路、道路、駐車スペース等植栽帯を除く部分には、舗装するものとする。場内舗装の舗装構成は、別添一〇「場内舗装構成図」に示すものとする。

e 門扉及び柵 汚水処理施設用地は柵で囲み、出入り口には門及び扉を設けることとする。扉は施錠できる構造とする。

f 植栽帯（緑地）の設置 「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、植栽帯（緑地）を設けるものとする。

g 場内排水 汚水処理施設用地内が冠水することのないよう、場内の排水が可能な側溝、管路等を配置するものとする。

(シ) 建設期間中の電力及び工事用水等
a 仮設電力 建設期間中の仮設電力については、SPC が必要な電力を電力会社と契約し、自らの費用負担で受電する。

b 上水道 建設期間中に必要な衛生用水及び工事用水については、SPC が自らの責任及び費用において引き込みを行う。建設期間中の水道料金についてもSPC の負担とする。
(ス) その他留意すべき事項
a 気象条件 過去の積雪・降雪データ、暴風雨記録等に基づき、除雪方法、豪風雨対策、避雷対策等を検討すること。

(9) 施設整備に当たっての留意事項
ア 汚水処理施設の修繕・更新の考え方
汚水処理施設の設計に当たっては、第3、3、(6)、カ「汚水処理施設の修繕・更新」に示す考え方を踏まえ、設計を行う。

イ 提案書の取り扱い
提案書の提出以降、市の指示または市との協議による基本条件等の変更がない限り、原則として提案書の内容を変更して設計することはできない。

3 管路施設の建設業務

(1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、求められた性能を達成する施設整備を実現することを目的とする。

(2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 設計図書に基づき、工事工程、施工計画書等を作成し、安全・確実かつ所定の工期内に、既設管路との接続を含む管路施設の新設工事を完了させる。
- ② 設計図書に記載された性能及び仕様を満足する品質を確保する。
- ③ 排水処理区域内の社会的条件、自然的条件を十分に認識し、渠化機能の維持と地域住民の安全に対する対策を十分に検討した上で、工事を実施する。

(3) 本業務の内容

本業務は、農業集落排水施設のうち管路施設の工事に関する業務であり、業務内容は、以下のとおりである。

ア 設計図書に基づく、管路施設の新築及び既設管路との接続工事

具体的には下記の工事種目を指し、仮設等の準備工事も含まれる。

- ① 管路工事
- ② 付帯施設工事
- ③ 特殊構造物工事
- ④ 既設管路との接続工事
- ⑤ 既設管路マンホールへのポンプ設置工事
- イ その他工事を実施する上で必要な業務

(4) SPCが実施する業務

SPCが本業務に係るすべてを実施する。

(5) SPCが負担する費用

SPCが本業務に係るすべての費用を負担する。

(6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPCは、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

- ア 人材の適切な配置
- 法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置する。特に各工事の現場代理人・主任技術者等には、農業集落排水施設の

うち管路施設の工事に精通した担当を選任する。

イ 適用する仕様書、技術基準等
管路施設及びその付帯施設に関する設計・建設・維持管理については、以下の技術基準等を満たすこととし、会計実地検査、その他各種検査等に合格する内容でなければならない。

- ① 埼玉県土木工事共通仕様書
- ② 埼玉県建築工事共通仕様書
- ③ 埼玉県機械設備工事共通仕様書
- ④ 埼玉県電気設備工事共通仕様書
- ⑤ 農業集落排水水施設設計指針（平成14年度改訂版）
- ⑥ 平成18年3月27日付け、農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会委員長通知（別添一23）
- ⑦ 農業集落排水施設施工指針管路施設編（案）
- ⑧ 農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）
- ⑨ 農業集落排水施設汚水処理構造参考書
- ⑩ 水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き

ただし、上記⑤、⑦、⑧及び⑨に記載する内容と⑩に記載する内容に齟齬があつた場合には、⑩の記載を優先することとする。

ウ 施工計画書の作成

a 市の確認

SPCは、本施設の建設及びその関連業務を実施するに当たり、市へ施工計画書を提出し、確認を受けるものとする。

b 施工計画書の内容

施工に当たっては、事前に工事の内容、契約条件、現場の状況等を十分調査・把握し、品質の確保、工期の厳守、費用の節減、安全の確保等を内容とした施工計画書を作成するものとする。
施工計画書の記載項目は、埼玉県土木工事共通仕様書、埼玉県建築工事共通仕様書、埼玉県機械設備工事共通仕様書及び埼玉県電気設備工事共通仕様書の規定によるものとし、施工計画書の作成に当たっては、農業集落排水施設施工指針管路施設編（案）2.1 施工計画に記載する内容に留意する。

＜参考＞

「埼玉県土木工事共通仕様書」

①工事概要、②実施工程表、③現場組織表、④安全管理、⑤主要機械、⑥主要資材、⑦施工方法（主要機械、仮設構築面、工事用地等含む）、⑧施工管理計画、⑨緊急時の体制及び対応、⑩交通管理、⑪環境対策、⑫現場作業環境の整備、⑬再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、⑭その他

c 施工計画書の遵守

SPCは、施工計画書に基づいて、施工するものとする。SPCは、施工計画書の提出以降、市の指示または市との協議による基本条件等の変更を市が確認しない限り、原則として施工計画書を変更して施工することは出来ない。

工 市への状況報告及び市状況確認

① SPCは、毎月、市に対して工事工程、工事実績等を記載した工事管理状況の報告を行うとともに、市が要請したときは、工事の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を文書等で行う。
② 市は、必要に応じて工事現場の状況確認を行ふことができる。

オ 施工における関係者との調整

- (ア) 水道管理者との調整
- ① SPCは、水道管の切り回し等工事に先立ち、市（農業集落排水課）及び水道管理者の立会を求め、工事予定箇所の試掘調査を行い、3者で現場条件を確認する。
 - ② 現場条件の確認結果を踏まえ、市及び水道管理者とSPCとの協議を行い、切り回し等工事の実施の必要性の有無を確認するとともに、標準設計に基いて行った切り回し等工事の設計の適用について確認する。
 - ③ 協議及び試掘調査の結果、SPCが想定した地質条件等と実際の地質条件等の相違により標準設計の適用が困難な場合は、市とSPCは協議の上、設計を確定する。この場合の増加費用は、SPCの負担とする。なお、SPCが、標準設計の適用が可能な場合において、市水道管理者が、標準設計とは異なる設計を指示した場合は、これに伴う増加費用を市が負担する。
 - ④ 水道用石綿セメント管を取り扱うことに伴う工事費の増加費用については、市が負担する。

(イ) NTTとの調整

- ① SPCは、NTT埋設線との近接工事に先立ち、NTTと事前協議を行い、その結果を遵守するものとする。近接工事の着手前において、当該路線の試掘を行い、予定路線上のNTT埋設線の有無を確認するものとする。
- ② SPCが、前記の指示に従わず、工事の結果、NTT埋設線に損傷を与えた場合はNTTとの間で紛争が生じた場合には、復旧等に係る費用負担はSPCが行うものとする。

(ウ) 道路管理者との調整

- ① SPCは、県道管理者及び市道管理者との占用協議結果を遵守し、県道あるいは市道内の工事を実施する。
- ② SPCは、当該占用協議に係る工事終了後、占用条件に従い、道路管理者による完工検査を受け、これに合格しなければならない。

(エ) 水路管理者との調整

a 埼玉用水路

- ① SPCは、埼玉用水路管理者との協議結果を遵守し、埼玉用水路の横断工事を実施するものとする。
- ② SPCは、当該工事終了後、協議条件に従い、埼玉用水路管理者による検査等を受け、これに合格しなければならない。

キ 既設管路の接続に係る市との調整

(ア) 接続箇所の現地確認

- SPCは既設管路との接続工事に先立ち、市とともに接続位置及び既設管路に係る接続部の状況を現地確認するものとする。
(イ) 既設管路接続部の障害が発見された場合の措置
既設管路の接続部に障害が発見された場合は、その対策について、SPCは市と協議を行うものとする。接続工事に必要な既設管路の補修工事については、市がその費用を負担するものとする。

b その他水路

- SPCは、各土地改良区、市等の水路管理者との協議調整結果を遵守し、各水路との近接工事及び横断工事を実施するとともに、必要に応じて、検査等を受ける。

(オ) 消防署への道路工事届

- SPCは、工事に先立ち、緊急自動車通過のための道路工事届を当該地区消防組合消防長へ提出する。

カ 想定外の地下の状況に遭遇した場合の市との調整

(ア) 墓誌文化財・転石等地下障害物

- ① SPCは、施工時において埋蔵文化財、転石等の地下障害物を発見した場合には、直ちにその旨を市に通知し、その対策について協議する。
- ② 市は、埋蔵文化財に起因して本工事に遅延が発生する見込まれる場合、

ク その他留意すべき事項

(ア) 近隣対策

- ① SPCは、工事に起因する騒音、振動、悪臭、公害、ほこり、交通渋滞等による近隣の生活環境への影響を勘案し、合理的見地から要求される範囲で近隣対策を実施する。

- (2) 近隣対策の事前及び事後に、その内容及び結果を市に報告する。
- (イ) 安全対策
- ① 工事の実施に当たっては、関係法令を遵守し、十分な安全対策を講じるものとする。特に、資機材の搬出入、道路内での工事等においては、必要な交通整理員を配置し、交通事故の防止に努めなければならない。
 - ② 学校、保育園等の周辺及び通学路を工事または資機材搬入用道路として使用する場合には、事前に、市、学校、地元自治会等に連絡するともに、十分な交通安全対策を実施しなくてはならない。
 - ③ 水道用石綿セメント管の撤去工事を行う場合にあっては、工事作業の安全等を確保する観点から、「水道用石綿セメント管の撤去工事における石綿対策の手引き」に従い、適切に石綿対策を実施する。
- (ウ) 環境対策
- SPCは、管路施設の施工に伴って発生する騒音、振動、汚濁水の流下等が、周辺地域の自然・生活環境に悪影響を及ぼさないよう、定期的に騒音等の程度を調査・測定し、各種の規制基準等を遵守しつつ工事を進めるとともに、必要に応じ仮設備を設けるものとする。
- (エ) 建設発生土及び建設廃棄物の処分
- 建設発生土は株式会社建設資源広域利用センター（UCR）の首都圏利用事業を活用して処理する予定である。
- SPCは、毎年、市が指定する期日までに当該年度の工事で発生が見込まれる建設発生土の量、土質、発生時期等を市に報告するとともに、当該事業の利用が可能である場合には、「UCR受入地利用案内」に基づき所定の手続を行うものとする。
- (オ) 利根川の洪水時における留意事項
- 利根川の洪水時においては、利根川の水位の状況いかんにより、掘削断面から、被丘地下水が大量出水することが懸念される。このため、SPCは利根川の水位に関する情報を常に把握し、必要に応じて、工事の中断、開削箇所の埋め戻し等の必要な措置を講じる。
- (カ) 首都圏氾濫区域堤防強化対策事業に伴う既設管路施設の撤去
- 首都圏氾濫区域堤防強化対策事業に伴い既設管路の撤去工事がある場合には、SPCは、市と協力の上、本事業との工程調整を図るものとする。

4 汚水処理施設の建設業務

(1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、求められた性能を達成する施設整備を実現することを目的とする。

(2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 設計図書に基づき、工事工程、施工計画書等を作成し、安全、確実かつ所定

の工期内に、汚水処理施設の新設工事を完了させる。

- ② 設計図書に記載された性能及び仕様を満足する品質を確保する。

- ③ 排水処理区域内の社会的条件及び自然的条件を十分に認識し、集落機能の維持と地域住民の安全に対する対策を十分に検討した上で、工事を実施する。

(3) 本業務の内容

本業務は、農業集落排水施設のうち汚水処理施設の工事に関する業務であり、業務内容は以下のとおりである。

ア 設計図書に基づく、汚水処理施設の新設工事

具体的には、下記の工事種目を指し、仮設等の準備工事も含まれる。

- ① 处理水槽及び機械設備工事
- ② 連屋工事
- ③ 電気設備工事
- ④ 安全衛生設備工事
- ⑤ 場内整備施設工事

イ その他工事を実施する上で必要な業務

(4) SPCが実施する業務

SPCが本業務に係るすべてを実施する。

(5) SPCが負担する費用

SPCが本業務に係るすべての費用を負担する。

(6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPCは、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 人材の適切な配置

法的に必要な資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切

[に配置する。特に各工事の現場代理人・主任技術者等には、農業集落排水施設のうち汚水処理施設の工事に精通した担当を選任する。

イ 適用する仕様書、技術基準等

汚水処理施設に関する設計・建設・維持管理については、以下の技術基準等を満たすこととし、会計実地検査、その他各種検査等に合格する内容でなければならない。

① 埼玉県土木工事共通仕様書

② 埼玉県建築工事共通仕様書

③ 埼玉県機械設備工事共通仕様書

④ 埼玉県電気設備工事共通仕様書

⑤ 農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会委員長通知（別添一～3）

⑥ 平成18年3月27日付け、農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会委員長通知（別添一～3）

⑦ 農業集落排水施設工事指針汚水処理施設編（案）

⑧ 農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）

⑨ 農業集落排水施設（汚水処理施設）土木構造筋要領（平成15年度）

⑩ 農業集落排水施設汚水処理構造参考書

ただし、上記⑤、⑦、⑧、⑨及び⑩に記載する内容と⑥に記載する内容に齟齬があった場合には、⑥の記載を優先することとする。

ウ 施工計画書の作成

a 市の確認

SPCは、本施設の建設及びその開運業務を実施するに当たり、市へ施工計画書を提出し、確認を受けるものとする。

b 施工計画書の内容

施工に当たっては、事前に工事の内容、契約条件、現場の状況等を十分調査・把握し、品質の確保、工期の厳守、費用の軽減、安全の確保等を内容とした施工計画書を作成するものとする。

施工計画書の記載項目は、埼玉県土木工事共通仕様書、埼玉県建築工事共通仕様書、埼玉県機械設備工事共通仕様書及び埼玉県電気設備工事共通仕様書の規定によるものとし、施工計画書の作成に当たっては、農業集落排水施設施工指針汚水処理施設編（案）2.1 施工計画の記載内容に留意すること。

<参考>

「埼玉県土木工事共通仕様書」

- ①工事概要、②実施工法表、③現場組織表、④安全管理、⑤主要機械、⑥主要資材、⑦施工方法（主要機械、仮設設備計画、工事用地等含む）、⑧施工管理計画、⑨緊急時の体制及び対応、⑩交通管理、⑪環境対策、⑫見易作業環境の整備、⑬再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、⑭その他

c 施工計画書の遵守

SPCは、施工計画書に基づいて、施工するものとする。

SPCは、施工計画書の提出以降、市の指示または市との協議による基本条件等の変更を市が確認しない限り、原則として施工計画書を変更して施工することは出来ない。

工 市への状況報告及び市の状況確認

- ① SPCは、毎月、市にに対して工事工程、工事実績等を記載した工事管理状況の報告を行うとともに、市から要請したときは、工事の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を文書等で行う。
- ② 市は、必要に応じて工事現場の状況確認を行なうことができる。

オ 施設用地への建設資機材の搬入

- ① 汚水処理施設の建設における建設資機材の搬出入に当たっては、施工計画立案時に関係機関と協議を行う。
- ② 建設資機材の搬出入に当たり、道路及び付帯施設を破損または汚損した場合には、現状復旧を行う。

カ 想定外の地下の状況に遭遇した場合の市との調整

(ア) 墓藏文化財・転石等地中障害物

- ① SPCは、施工時において埋蔵文化財、転石等の地中障害物を発見した場合には、直ちにその旨を市に通知し、その対応策について協議する。
- ② 市は、埋蔵文化財に起因して本工事に遅延が発生すると見込まれる場合、SPCと協議の上、引渡し予定期日の延期を行う。また、埋蔵文化財に起因してSPCに増加費用または損害が発生した場合は、事業契約（案）別紙4に従い、市が損害及び増加費用を負担する。
- ③ 転石等の地下障害物については、第2、1、(8)、ウ、(ア)、ヒ、②により設計した地下障害物の回避方法により、適切に障害物を回避する。

(イ) 地質報告書等から想定し得ない地質状況

地質報告書からは推定し得ない全く新たに各種類の地質が出現した場合、または地質報告書に記載された機械ボーリング・各種試験結果と現地の実際の地質との間に著しい齟齬があり合理的な地層想定断面図の作成が困難な場合は、市は、SPCと協議の上、工事中における地質に起因する施設整備業務に係る増加費用を負担する。

キ その他留意すべき事項

(ア) 近隣対策

- ① SPCは、工事に起因する騒音、振動、悪臭、公害、ほこり、交通安全等による近隣の生活環境への影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する。
- ② 近隣対応の事前及び事後に、その内容及び結果を市に報告する。

(イ) 安全対策

- ① 工事の実施に当たっては、関係法令を遵守し、十分な安全対策を講じるものとする。特に、資機材の搬出入、道路内で工事等においては、必要な交通整理員を配置し、交通事故の防止に努めなければならない。
- ② 学校、保育園等の周辺及び通学路を工事または資機材搬入用道路として使用する場合には、事前に市、学校、地元自治会等に連絡するとともに、十分な交通安全対策を実施しなくてはならない。

(ウ) 環境対策

SPCは、管路施設の施工に伴つて発生する騒音、振動、汚濁水の溢下等が、周辺地域の自然・生活環境に悪影響を及ぼさないよう、定期的に騒音等の程度を調査・測定し、各種の規制基準値等を遵守しつつ工事を進めるとともに、必要に応じ、仮設備を設けるものとする。

(エ) 建設発生土及び建設廢棄物の処分

建設発生土は株式会社建設資源広域利用センター（UCR）の首都圏利用事業を活用して処理する予定である。

SPCは、毎年、市が指定する期日までに当該年度の工事で発生が見込まれる建設発生土の量、土質、発生時期等を市に報告するとともに、当該事業の利用が可能である場合には、「UCR受入地利用案」に基づき所定の手続を行なうものとする。

(才) 地元協力企業の活用
SPC は本事業の実施に当たり、資材調達、施工、維持管理等の本施設の整備に關し、地元企業の參入機会の確保を検討するものとする。

(7) 檢査及び引渡しの方法

検査及び引渡しについては、試運転、検査、引渡しの順に、以下のとおり実施する。

ア 試運転等の実施

(ア) 管路施設の総合試運転

SPC は、管路施設本体の工事がすべて完成した段階で、管路施設が正常に機能する力を確認するため、試運転及び調整を行い、一部にても異常があれば原因を究明し、機器の交換を含めた必要な措置を講じるものとする。

総合試運転は、「農業集落排水施設施工指針 管路施設編（案）」及び「農業集落排水施設検査・施工管理指針（案）」によるものとする。

(イ) 汚水処理施設の通水試運転等

a 漏水検査（水張り試験）

漏水検査は、「農業集落排水施設施工指針 汚水処理施設編（案）」及び「農業集落排水施設検査・施工管理指針（案）」によるものとする。

b 振付検査

振付検査は、「農業集落排水施設施工指針 汚水処理施設編（案）」によるものとする。

c 通水試運転（試運転調整）

通水試運転は、「農業集落排水施設施工指針 汚水処理施設編（案）」及び「農業集落排水施設検査・施工管理指針（案）」によるものとする。

(ウ) 試運転計画の通知

SPC は、上記ア及びイの試運転等の実施に先立ち、試運転計画を市に通知する。

(エ) 結果の報告

SPC は、上記ア及びイの試運転等を実施したときは、その結果を市に報告するものとする。

(オ) 費用の負担

試運転等に要する費用は、SPC の負担とする。

イ 檢査

(ア) 年度末の中間検査

a 中間検査の実施

市は建設委託料のうち補助金及び起債充当部分について、年度末に分割して中間払い金として支払う予定である。このため、市は出来高確認等のため、毎年3月上旬に中間検査を実施する。

(イ) 検査書類の作成

SPC は、自ら中間検査を行い、出来形を確認するとともに、中間検査報告書を作成し、市に提出する。

(ウ) 市の中間検査

市は、SPC からの書類の提出を受けて、年度末までに中間検査を実施する。SPC は、市による中間検査に対して、書類説明、現場説明等の協力をを行うものとする。
市は、中間検査終了後、SPC に対して中間検査結果を通知する。

(エ) 会計検査等への対応

SPC は、市による中間検査の通知を受け、補助金交付の実績報告に必要な書類及び会計検査に必要と考えられる書類を当該年度末までに市に提出するものとする。

(オ) 関係官公署の検査

SPC は、本施設の引渡しに当たり、関係官公署による必要な検査を受け、これに合格するものとする。

SPC は、関係官公署の検査により、関係官公署の指導等を受けた場合は、必要に応じて改善工事等を実施し、関係官公署の再検査に合格するものとする。

(ウ) SPC による完成検査

SPC は、施設が本要求水準書並びに関係法令及び関係図書の基準を満たし、実施設計図書に従って建設されていることを確認するため、完成検査を実施するものとする。
SPC は完成検査実施後、市に完成検査報告書を提出するものとする。

- (工) 市による引渡し検査
- a 検査内容
- 市は、「農業集落排水施設施工指針 管路施設編（案）」及び「同 汚水処理施設編（案）」に基づく検査（竣工検査）を実施する。SPC は、これらの検査に必要な書類を市に提出するものとする。
- 市は、引渡し検査終了後、引渡し検査結果を SPC に通知する。SPC は、引渡し検査時に、市の指導等を受けた場合は、必要に応じて自らの費用で改善工事等を実施し、市の再検査に合格しなければならない。
- b 検査費用の負担
- 引渡し検査に要する費用は、SPC の負担とする。
- ウ 引渡し
- SPC は、検査に合格して完成の確認を受けた後、市に工事目的物の引渡しを申し出ることができ、市は、申し出を受けたときは直ちに受領しなければならない。
- (ア) 完成図書の提出
- SPC は、施設の引渡しに当たって、以下の完成図書を市に提出するものとする。
- a 管路施設
- ① 竣工図書（竣工図、設備概要説明書）
 - ② 機器関係資料（機器メーター一覧表、機器承認図、機器性能試験成績表、機器取扱い説明書）
 - ③ 施工管理成果データ
 - ④ 檢査結果書
 - ⑤ 工事写真
 - ⑥ 官公署届出書類の控えと許認可証
 - ⑦ 予備品と工具類の目録
 - ⑧ 発生材の目録
 - ⑨ 維持管理・運営仕様書
 - ⑩ その他関係書類
- b 汚水処理施設
- ① 竣工図書（竣工図、設備概要説明書）
 - ② 機器関係資料（機器メーター一覧表、機器承認図、機器性能試験成績表）

5 工事監理業務

(1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、工事が設計書のとおり実施されていることを確認し、また、工事施工者に対し工事現場の安全管理について助言を行うとともに、その状況を確認することを目的とする。

(2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 工事現場周辺の状況を十分に認識した上で、工事施工者に対し工事現場の安全衛生について助言を行い、また、その確認を行う。
- ② 市に対して必要な報告を適切な時期に行う。

(3) 本業務の内容

本業務は、汚水処理施設の新築工事を対象とする工事監理業務である。ただし、管路施設の工事において、ポンプ施設等に付帯して建屋を計画しているときは、その規模により、当該建屋が工事監理業務の対象となる場合がある。

(4) SPCが実施する業務

SPCが本業務に係るすべてを実施する。

(5) SPCが負担する費用

SPCが本業務に係るすべてを負担する。

(6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPCは、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

- ① 法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置する。
- ② 本業務は、「四会連合協定・建築監理業務委託契約書（平成11年1月1日制定）」によることとし、その業務内容は、「四会連合協定・建築監理業務委託契約書（平成11年1月1日制定）」に示された業務を基本とする。
- ③ SPCは、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市に対して工事及び工事の監理状況を報告する。また、SPCは、市が要請したときは、工事・工事監理の事前説明及び事後報告を行ふとともに、工事現場での工事及び監理状況の説明を書面等により行う。
- ④ 工事監理者は、工事施工者と十分な連携を取り、円滑な工事の実施に努める。
- ⑤ 過疎対応、官公署との協議等に關し、必要に応じて市及び工事施工者に協力する。また、市から協力・助言を求められた場合は、速やかに対応する。

6 处理機能調整工事業務

(1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、汚水処理施設に実際に汚水を受け入れてから、所要の処理機能が発揮されるかを確認するとともに、機器等の必要な調整等を行い、施設の長期的な機能発揮を確保することを目的とする。

(2) 本業務の基本方針

施設各部を運転操作し、施設全体の処理機能を点検・調整及び確認し、施設の特徴及び地域の特性等を把握して、予想される負荷変動等に対応した維持管理要領書の作成を行う。

(3) 本業務の内容

ア 処理機能の調整

各単位装置個々の設備及び機械の調整のほか、各単位装置間の調和がどれ、施設全体として安定した高い処理機能が発揮できるよう、運転操作及び調整を行ふ。

イ 処理機能の確認

機能調整の適否の判断を行うため、現場における目視及び水質検査のほか、採水による水質試験等を併せて行い、総合的に処理機能を確認・判断する。

ウ 維持管理要領書の作成

処理機能調整工事を通じて得られた当該施設の処理特性、機能調整方法等をとりまとめる。

(4) SPCが実施する業務

SPCが本業務に係るすべてを実施する。

(5) SPCが負担する費用

SPCが本業務に係るすべてを負担する。

(6) 本業務実施に当たっての留意事項

ア 処理機能調整工事の位置付け

処理機能調整工事は、施設の供用開始後に実施するものではあるが、汚水処理施設の建設工事の一環として実施する。

イ 実施時期

実施時期は、汚水処理施設建設完了後の1年間とする。

ウ 工事の具体的な内容

工事の具体的な内容は、「農業集落排水施設設計指針」の7.4処理機能調整工事に記載されている工事内容を基本とする。
工事の具体的な内容は、「農業集落排水施設設計指針」の7.4処理機能調整工事に記載されている工事内容を基本とする。
工事の具体的な内容は、「農業集落排水施設設計指針」の7.4処理機能調整工事に記載されている工事内容を基本とする。

エ 維持管理要領書の提出

SPCは、処理機能調整工事終了後、市へ維持管理要領書を提出し、確認を受けるものとする。

(7) 本業務の留意事項

7 既設管路調査業務

(1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、既設管路の状況を確認し、新設管路と既設管路接続後に、管路施設全体の所要の機能確保に関する情報を得ることを目的とする。

(2) 本業務の基本方針

本業務を適切な時期に行い、管路施設機能の適切な確保に資する。

(3) 本業務の内容

本業務は、管路施設の工事業務及び維持管理業務を実施する上で、事前に必要な既設管路の状態に関する情報を得る業務であり、業務対象及び業務内容は、以下のことである。

ア 業務対象

既設管路。ただし、堤防事業区域内の既設管路は除く。

イ 業務内容

- ①目視検査
- ②その他工事業務及び維持管理業務を実施する上で必要な調査

(4) SPCが実施する業務

SPC が本業務に係るすべてを実施する。

(5) SPCが負担する業務

SPC が本業務に係るすべての費用を負担する。

(6) 本業務の実施に当たっての留意事項

ア 目視検査の方法

テレビカメラ等による目視検査を実施し、既設管路内の外部からの水の流入及び管等の設備の損傷状態を確認する。

イ 実施時期

本業務は、管路施設の設計業務実施時にを行う。

ウ 調査結果の報告

SPC は、調査終了後速やかに結果を市へ報告する。

工 既設管路の補修

市は、本業務の結果、外部からの水の流入、管、ポンプ等設備の損傷等の既設管路との接続工事及び維持管理業務に影響が及ぶおそれがある障害が発見された場合には、別事業で必要となる補修等を行う。

8 周辺家屋等影響調査業務

(1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、工事の施工により不可避に発生した地盤変動や用水等の枯渇による損害等が生ずる場合に適切に対処するため、必要な調査を行い、円滑に工事を実施することを目的とする。

(2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 必要な調査を適切な時期に適切な方法で行う。
- ② 調査結果に応じて、事前に適切な対策を講じるとともに、万一損害が生じた場合、適切に対処する。

(3) 本業務の内容

本業務は、管路施設及び汚水処理施設工事の起業地並びにその周辺地域に存する建物その他工作物、農業用水、生活用水等への影響・対策に関する業務であり、具体的には、以下のとおりである。

- ① 事前の調査
- ② 事前の調査に基づく必要な対策の実施
- ③ 地盤変動、水枯渇等の原因等の調査

(4) SPCが実施する業務

SPCが本業務に係るすべてを実施する。

(5) SPCが負担する費用

SPCが本業務に係るすべての費用を負担する。

(6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPCは、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 事前の調査

(ア) 調査の範囲

- ① 本事業に係る施設の規模、構造及び工法、工事箇所の地盤の状況等から判断して、工事の施行による地盤変動に起因した建物等への損害等が生ずるおそれがあると認められる地域。
- ② 本事業に係る施設の規模、構造及び工法並びに工事箇所の状況から工事の施行による水枯渇等が生ずるおそれがあると認められる地域。

(イ) 調査の内容

- a 地盤変動により建物等に損害等が生ずるおそれがある場合
調査内容は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要綱（昭和61年4月1日建設事務次官通知）」第2条に掲げる事項のうち、必要と認められるものについて調査を行う。

- b 水枯渇等により用水使用者に受忍の範囲を超える損害等が生じると認められる場合
調査内容は、「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生じる損害等に係る事務処理要綱（昭和59年3月31日建設事務次官通知）」第2条に掲げる事項のうち、必要と認められるものについて調査を行う。

- イ 事前の調査に基づく必要な対策の実施
事前の調査の結果、工事の実施に先立つて、近隣対策が必要と認めらるべきは、市とその内容について協議の上、必要な対策を講じる。

- ウ 地盤変動及び水枯渇等の原因等の調査
(ア) 地盤変動の原因等の調査
① 工事箇所の周辺地域の建物等の所有者または使用者から地盤変動による建物等の損害等の発生の申出があったときは、地盤変動による損害等と工事との因果関係について、速やかに、調査を行う。

- ② 調査内容は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要綱（昭和61年4月1日建設事務次官通知）」第3条2項に掲げる事項のうち、必要と認められるものについて調査を行う。

(イ) 水枯渇等の原因等の調査

- ① 工事箇所の周辺地域の用水使用者から水枯渇等の発生の申出があつたときは、水枯渇等との工事の因果関係、因果関係が認められる場合におけるその回復の可能性等について、速やかに、調査を行う。
- ② 調査内容は、「公共事業に係る工事の施工に起因する水枯渇等により生じる損害等に係る事務処理要綱（昭和59年3月31日建設事務次官通知）」第3条2項に掲げる事項のうち、必要と認められるものについて調査を行う。

工 応急措置及び費用の負担
前記ア及びウの調査の結果、地盤変動、水枯渇等の発生に当該工事による影響
が認められる場合において、応急措置に要する費用及び損害等をてん補するため
の費用の負担については、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動によ
り生じた建物等の損害等に係る事務処理要綱（昭和61年4月1日建設事務次官
通知）」及び「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生じる損害
等に係る事務処理要綱（昭和59年3月31日建設事務次官通知）」の規定によ
り行う。

才 損害等に係る費用の区分
応急措置に要する費用及び損害等に係る費用については、工事の施工に伴い通
常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第
三者に損害を及ぼしたときでも、SPC がその損害を負担する。

9 各種申請等補助業務

(1) 本業務の目的

本事業を適切に実施することを通じて、事業の円滑な進行を確実にすることを
目的とする。

(2) 本業務の基本方針

必要な申請を適切な時期に行い、事業の円滑な進行を妨げない。

(3) 本業務の内容

本業務は、各種申請等に係る補助に関する業務であり、具体的には以下のとお
りである。

- ① 市が行う許認可等の申請における技術的協力、書類作成等
- ② 市が行う補助金の申請における技術的協力、書類作成等
- ③ 市が会計実地検査を受検するに当たっての技術的協力、書類作成等

(4) SPC が実施する業務

SPC が本業務に係るすべてを実施する。

(5) SPC が負担する費用

SPC は本業務に係るすべての費用を負担する。

(6) 本業務実施に当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。
ア 許認可等申請の対象は、以下のとおりである。

- ① 净化槽法に基づく設置届
- ② 建築基準法に基づく建築申請
- ③ 水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届
- ④ 道路法に基づく占用許可申請
- ⑤ 電気事業法に基づく諸届
- ⑥ 残土処理に関する調整
- ⑦ その他本事業の実施に必要な調整・諸届

イ 補助金等の対象は、以下のとおりである。

- ① 農村整備事業統合補助金（国、県）
- ② 下水道事業費

10 住民対応業務

(1) 本業務の目的

本事業を適切に実施することを通じて、地域住民の理解を得て、事業の円滑な進行を確実にすることを目的とする。

(2) 本業務の基本方針

地域住民等に対する工事等の実施に必要な説明を、適切な時期の適切な方法で行い、工事等に関する地元住民の理解を得る。

(3) 本業務の内容

本事務は、工事等の実施に必要な住民等への説明等に関する業務であり、具体的には以下のとおりである。

- ① 住民等に対する工事計画の説明等
- ② 住民等に対する供用開始及び利用についての説明等
- ③ 住民等の苦情に対する説明等
- ④ 市が行う住民説明会等への協力

(4) SPC が実施する業務

SPC は本業務に係るすべてを実施する。

(5) SPC が負担する費用

SPC は本業務に係るすべての費用を負担する。

(6) 本業務実施に当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 住民に対する工事計画の説明等

工事を開始する以前に対象住民全戸を対象として、工事内容、工事工程、道路使用、完了時期等について説明会を開催し、工事に対する住民の信頼、理解及び協力を得られるよう努める。説明会に不参加の住民がいた場合には、市と協議を行い、再び説明会を開催するか、説明書を配布するか、いずれかの方法により周知する。

管路施設の路線毎の工事の開始前には、沿線住民、騒音、粉塵等の影響が予想される地域の住民及び当該道路を生活道路としている住民に対して、工事内容、工事工程、道路規制、完了時期等について説明会を開催する。説明会に不参加の住民に対しては、説明書を配布する等により周知する。

範囲の住民及び資材搬入道路の沿線住民に対して、工事内容、工事工程、道路規制、完了時期等について説明会を開催する。説明会に不参加の住民に対しては、説明書を配布する等により周知する。

イ 住民に対する供用開始及び利用に関する説明等

SPC は、供用開始前に受益者全戸に対し、供用開始時期、利用に当たっての注意事項等について説明会を開催する。
説明会に不参加の住民がいた場合には、市と協議を行い、再度、説明会を開催するか、説明書を配布するかいずれかの方法により周知する。

ウ 住民に対する説明等

SPC は、住民から SPC の実施する設計及び建設業務に関する質問、意見、苦情等に対して、説明を適切に行うものとする。また、苦情等を解消する対策を講じるものとする。ただし、苦情等の内容が PFI 事業契約の変更を伴う場合には、対策について市と協議を行うものとする。

SPC は、住民からの質問、意見、苦情等の内容、回答及び講じた対応・対策を記録し、市へ報告するものとする。

住民からの質問、意見、苦情等の内容が、SPC の行う業務以外の内容であった場合には、市が説明等を行うものとする。

エ 市が行う住民説明会への協力

SPC は、市の要請に基づき、市が行う住民説明会に参加し、SPC が行う業務を住民への説明する等、市に協力するものとする。

第3 維持管理・運営業務細則

1 維持管理・運営業務の範囲

(1) 維持管理・運営業務の範囲

SPCが行う管路施設の維持管理・運営業務の範囲は、以下のとおりである。

ア 管路施設の維持管理業務

SPCが行う管路施設の維持管理業務の内容は以下のとおりとする。

- ① 管路施設の保守点検
- ② 管路施設の清掃
- ③ 管路施設の修繕・更新

イ 汚水処理施設の維持管理業務

SPCが行う汚水処理施設の維持管理業務の内容は以下のとおりとする。

- ① 汚水処理施設の保守点検
- ② 水質監査
- ③ 汚業集落排水施設の清掃
- ④ 汚泥の運搬
- ⑤ 汚水処理施設の修繕・更新

ウ 農業集落排水施設の運営等業務

SPCが行う運営業務の内容は以下のとおりとする。

- ① 安全衛生対策
- ② 緊急時における体制等の確保
- ③ 住民対応
- ④ 専学者の対応

(2) 維持管理・運営業務全般に係る組織体制の整備

SPCは、維持管理及び運営業務に関する組織体制表、緊急連絡体制表、従事職員名簿等を記載した書類を提出するものとする。

(3) 本施設の供用開始日の設定

市は、市による引渡し検査の結果を踏まえ、本施設の供用開始日を設定する。

2 管路施設の維持管理業務

(1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、管路施設の所要機能を確保（汚水流送能力、水密性の確保等）するとともに、管路施設の保全、管路施設の事故防止等に寄与することを目的とする。

(2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。
① 管路施設の保守点検及び清掃については、適切な維持管理項目と内容を定めて、計画的に実施する。

② 維持管理・運営期間中の修繕・更新計画を立案し、「ライフサイクルコストの縮減」を意識した修繕・更新業務を実施する。
③ 施設に障害が生じてから対処するのではなく、問題点を早期に発見し、事故等を未然に防止する仕組みを業務に組み込む。

(3) 本業務の内容

本業務は、農業集落排水施設のうち、管路施設の維持管理に関する業務であり、具体的には、以下の業務を行う。
ア 管路施設の保守点検
保守点検は、施設機能の維持、施設保全、事故防止等維持管理を適切に実施するために行うもので、巡回管理、定期点検及び臨時点検を実施する。

保守点検に当たっては、これらを計画的に実施するとともに、作業日報等の記録簿を作成保存し、全体的な維持管理状況を把握する。

イ 管路施設の清掃

管路施設は、汚水中に混入した土砂等が堆積し、通水部を開塞するところがあるので、定期的または適時に清掃を行う。

ウ 管路施設の修繕・更新

適切な施設機能の維持及び施設保全を図ることも、事故防止等のため、保守点検結果に基づいて、管路施設を適切な時期に修繕・更新する。

エ その他管路施設の維持管理に必要な業務

(4) SPCが実施する業務

SPCは本業務に係るすべてを実施する。

(5) SPCが負担する費用

SPCは本業務に係るすべての費用を負担する。

(6) 本業務を実施するに当たっての留意事項

SPCは、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 適切な人材の配置

法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置する。

イ 管路施設の保守点検

- ① 本業務の内容は、「農業集落排水施設設計指針」のうち、「8. 2管路施設の維持管理」に示めされた業務を基本とする。
- ② SPCは、保守点検に関する内容（点検内容、点検頻度等）を記載した保守点検長期計画書及び保守点検年度計画書を市に提出するものとする。
- ③ SPCは、保守点検結果を記載した保守点検結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

ウ 管路施設の清掃

- ① 本業務の内容は、「農業集落排水施設設計指針」のうち、「8. 2管路施設の維持管理」に示めされた業務を基本とする。
- ② SPCは、清掃等にに関する内容を記載した清掃等長期計画書及び清掃等年度計画書を市に提出する。
- ③ SPCは、土砂等の堆積状況及び清掃等の結果を記載した清掃等結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

工 管路施設の修繕・更新

(ア) 業務の内容に関する留意事項

本事業の対象とする修繕・更新は、原則として、日常の維持管理に伴い発生する継続的な修繕（以下「日常修繕」という。）、及び定期的に交換が必要となる部品の交換等（以下「定期修繕」という。）を対象とするものとし、管路の更新及び機械設備・電気設備に係る設備機器、配管、配線等の全面的な更新等の大規模修繕は、本業務の対象とはしない。ただし、前記第2、1、(8)、ウ、(工)で述べたように、管路施設に係る機械設備・電気設備に係る全面更新の時期が供用開始後10年以内として設計する場合は、必要な機器等の更新を定期修繕として取り扱うこととしており、当該更新に必要な經

費を費用に計上し、長期修繕計画に位置付ける。

また、管路施設に係る通信閥系機器及び耐用年数が15年程度のポンプ類については、機器等の劣化状況を勘案し、事業期間中に、市は、別事業でこれらを更新する場合がある。（別事業の取扱いについては、後記3、(6)、(才)、(ギ)による。）

なお、供用開始後10年以内に機械設備・電気設備の全面的な更新が必要となった場合は、あらかじめ供用開始後10年以内に機械設備・電気設備の全面更新を必要とする設計を行う場合を除き、要求水準未達と判断し、この修繕・更新に係る増加費用は、SPCの負担とする。

(イ) 修繕に関する計画書及び報告書の作成

- ① 修繕の対象設備、修繕の内容、修繕の時期等を記載した修繕長期計画書、及び修繕の対象設備、修繕の内容、工事工程・性能確認方法等を記載した修繕年度計画書を市に提出し、確認を受けるものとする。
- ② SPCは、施設の故障、損傷の発生の有無及び修繕結果を記載した修繕結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

(ウ) 修繕後の性能の確認

SPCは、施設の修繕が終了した時は、修繕長期計画書及び修繕年度計画書に基いて、当該設備の性能を確認し、その結果を市に報告するものとする。

(エ) 施設の故障・損傷時の対応

施設の故障や損傷が万一発生した場合には、SPCはただちに市と協議を行い、徹底した原因調査を行い、十分な対策を講じるものとする。

(オ) 経年劣化等への対応

適切な修繕によつても、経年劣化等によって、施設が所要の性能を発揮させることができない場合は、SPCは、その保全方法を検討し、速やかに改善を図るものとする。

(才) 年度報告書の提出

SPCは、上記イ、ウ及びエの各業務において毎月提出する各結果報告書を纏括した業務年次報告書を年度終了後1カ月以内に市へ提出する。

3 污水処理施設の維持管理業務

(1) 本業務の目的
本業務を適切に実施することを通じて、汚水処理施設の事故防止等に寄与することを目的とする。

(2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 汚水処理施設の維持管理は、浄化槽法に基づき適切に実施する。
- ② 汚水処理施設の所要機能を定期的に維持するため、適正な維持管理仕様に基づき、維持管理を行う。
- ③ 定期的・定期的・運営期間中の修繕・更新計画を立案し、「ライフサイクルコストの縮減」を意識した修繕・更新業務を実施する。
- ④ 異常の早期発見に努め、直ちに適切な措置を講ずる等、絶えずその装置の持つ機能と目的を十分に發揮させるとともに、施設の耐用を図る。

(3) 本業務の内容

本業務は、農業集落排水施設のうち、汚水処理施設の維持管理に関する業務であり、具体的には以下の業務を行う。

ア 汚水処理施設の保守点検

浄化槽法8条及び環境省令に定められた内容を基本として、汚水処理施設の設計図書に示される施設構造、機能及び機器設備の取扱い説明書等について正確に把握した上で、維持管理要領書にしたがって、負荷状況に応じた適切な保守点検（運転を含む。）を実施する。

イ 水質検査

浄化槽法7条及び11条に基づく水質検査を受検するとともに、安定した処理機能を維持するための自主検査を実施する。
また、本施設は、水質汚濁防止法に規定される総量規制基準が適用される指定地域内に位置することから、処理水の汚濁負荷量の測定を行う。

ウ 汚水処理施設の清掃

浄化槽法第9条の規定に従い、汚水処理施設内に生じた汚泥、スカム等の引抜き、引抜き後の槽内の汚泥調整、これらの作業に伴う単位装置及び付属機器の洗浄、掃除等を適切に行う。

工 汚泥の貯留

廃掃法等の関係法令を遵守し、市が指定するし尿処理場に適切な時期に適切に運搬する。

オ 汚水処理施設の修繕・更新

適切な施設機能の維持及び施設設備保全を図ることも、事故防止等に寄与するため、保守点検結果に基づいて、管路施設を適切な時期に修繕・更新する。

(4) SPCが実施する業務

SPCは本業務に係るすべてを実施する。

(5) SPCが負担する費用

SPCは本業務に係るすべての費用を負担する。

(6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPCは、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。
ア 適切な人材の配置
法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置する。

イ 汚水処理施設の保守点検

(ア) 保守点検の基本的事項
① 汚水処理施設の保守点検は、巡回管理を基本とする。
② 施設整備及び処理水槽は、所定の設計負荷に対応して設計しているため、現状の負荷状況を掌握し、これに合った運転・調整を行う。

(シ) 巡回管理による調整事項は、以下を基本とする。

- a 流量の調整
- b 負荷量の調整
- c 微生物量の調整
- d 空気量等の調整
- e 各種ポンプ、プロア等の機械設備の調整
- f 消毒器の調整
- g 換気量の調整
- h 汚泥管理その他